

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和元年度 高松市自転車等駐車対策協議会
開催日時	令和元年 8 月 2 8 日（水） 9 時～ 1 0 時
開催場所	高松市役所 1 3 階 大会議室
審議事項	1 自転車等駐車対策関係の収支（決算）について 2 平成 3 0 年度自転車等駐車対策事業報告について 3 その他
公開の 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	公開のため特記なし
出席委員 1 5 人	伊藤委員、春日川委員、立花委員、松山委員、高橋委員、久保委員、田村委員、藤田委員、江村委員、中村委員、江崎委員、福家委員、笹井委員、岡崎委員（代理：山根様）、生田委員
傍 聴 者	0 人 （定員 2 人）
担当課及び 連絡先	都市整備局交通政策課事業係 0 8 7 - 8 3 9 - 2 1 3 8

審議経過及び審議結果
<p>【開会】</p> <p>都市整備局長 （挨拶）</p> <p>事務局 出席委員を紹介後、委員 1 5 人中 1 5 人の出席があり、会議が成立することを報告</p> <p>【議事・審議】</p> <p>1 自転車等駐車対策関係の収支（決算）について</p> <p>2 平成 3 0 年度自転車等駐車対策事業報告について</p> <p>事務局 1 及び 2 を一括して事務局から説明</p> <p>3 その他について</p> <p>事務局 レンタサイクル事業について説明</p>

【主な質疑・意見等】

2について

委員長) 平成31年4月から、放置自転車禁止区域の撤去時間が、2時間から1時間になった経緯をお聞かせください。

事務局) 瓦町・サンポート周辺にお住まいの方から、自転車が多数放置され通行人に支障を来している、御意見をいただきましたことから、1時間当たりの放置自転車台数や他市の撤去時間を調査し、2時間から1時間への変更を決定しました。

また、時間短縮においては、撤去が目的ではありません。一時的に撤去件数が増加するかもしれませんが、将来的に放置自転車禁止区域を定着させ、警告件数を減らすことを目的としています。

委員) 駐車している自転車は、定期的に整理しているので問題ないと思いますが、中国ではレンタサイクルが路上に乗り捨てられ、社会問題となっています。高松市でのレンタサイクルの返却状況は、どのようになっていますか。

事務局) 本市のレンタサイクルは、利便性を高めるため、どのポートでも返却できるようにしています。まれに、放置されるケースがありますが、ほとんどの方に適切に御利用いただいています。

中国のレンタサイクルは、自分の好きなところに乗り捨てるものであり、本市のレンタサイクルとは仕組みが異なっております。

委員) 今年度から、所得税の確定申告がサンポートで行われるようになりました。それにより放置自転車の件数が増加したのか、状況をお聞かせください。

事務局) 確定申告の所管である香川県へ、サンポート周辺が放置自転車禁止区域であることを事前に周知していただくよう依頼しましたが、周知が不十分であったため、禁止区域とは知らずに駐車し、撤去された方から、苦情をいただくこともありました。来年度以降もサンポートで行われると予想されますので、引き続き、香川県へ周知していただくよう依頼していきます。

委員) 市民の方から、サンポートには、自転車置き場が少ないとの意見をよく聞きます。地下に駐輪場はありますが高齢者は利用しづらいため、規制を強化するだけでなく、使い勝手の良い駐輪場を整備していくこと

が重要だと思います。確定申告の間は、規制を緩和するような考え方も必要ではないでしょうか。

事務局) 特定期間のみ規制を緩和してしまうと、禁止区域がなし崩しになってしまうことが懸念されます。一方、確定申告時期に自転車を置くスペースを確保することは必要だと思いますので、民有地を借りることが可能かどうかも含め、対応を検討してまいりたいと思います。

委員) 瓦町周辺が放置自転車禁止区域となっているため、近隣の商店街に自転車を駐車する人がいます。放置自転車を減らすため、自転車を撤去するだけでなく、空き店舗などを駐輪場とするなど、自転車を置く場所の確保をお願いします。

事務局) 商店街についても、通報を受けたものには、警告札を貼り、1週間以上放置されていれば撤去しています。商店街には民間による駐輪場を7か所整備しており、商店街振興組合へ補助金を交付し、運営しています。

委員長) 商店街の駐輪場は7か所でもまだ足りないとお考えですか。

委員) 自転車の台数に対して、駐輪場は足りていないと思います。最近では、バイクも駐車していますが、バイクの駐車場所は決まっているのでしょうか。

警察) 自動2輪車は、道路交通法において、道路や歩道は駐車禁止場所と定められています。

事務局) 商店街の違法駐輪については、年4回のクリーン作戦により、禁止を呼び掛けています。また、違法駐車キャンペーンにより、自転車とともに放置自動車についても、周知・啓発に努めております。

委員) 商店街には、放置自転車や違法に置かれたたくさんの荷物の間を自転車が走行しており、体の悪い方や小さな子供を連れた方には大変危険であるため、何とかしなければならない状況です。

委員) 商店街としては、店に来ていただけることは歓迎しているので、一定程度、短時間、自転車を停められることは、やむを得ないと思っています。また、来客数が増えれば問題は起こるものと考えており、商店街ごとにも問題は様々ではありますが、各商店街で連携を取りながら事故がないように管理を行っているところです。なお、商店街だけで処理ができない案件は、警察や高松市道路管理課に対応をお願いしています。

委員長) 経年劣化によるシステム更新は、いつからですか。

事務局) 既存のシステムが入りましたのは、平成23年で10年は経過していませんが、こういった機器の更新は10年が目途とされておりますため、現システムは古い状況となっております。

委員) 車両の更新の際には、電動自転車や洗練された車両を取り入れて、若者からお年寄りまで乗りたいと思えるようなものにして欲しいと思います。

事務局) 本市のレンタサイクルは、放置自転車の活用が発端となっていることから、放置自転車の再利用が前提となります。民間のシェアサイクルは電動自転車を提供していますが、本市のレンタサイクルにおいて電動自転車の導入は考えておりません。ただ、収支のバランスでは費用がかかってはいますが、放置自転車対策の一つとして、レンタサイクル事業は有意義な施策だと考えております。

事務局) レンタサイクルの車両については、放置自転車を整備し、再利用しており、リサイクルの仕組みができています。単純に自転車を購入し、貸し出しているというものではございません。

現在の自転車は、平成26年度に一般公募を行い、瀬戸内海をイメージしたデザインに統一しました。低予算の中で魅力のある自転車となるよう努力しており、今後も検討してまいります。

委員長) レンタサイクルを進めることについては賛成の立場であり、更に良くするために取り組んではどうかという趣旨ですね。

委員) 今後、瀬戸内国際芸術祭などもあり、たくさんのお客様を迎える中で、放置自転車の再利用という観点と併用し、新しい車両の取り入れも検討してはどうかと考え提案しました。

委員長) 今後、民間のシェアバイクとの住み分けなどの協議が必要になると思います。

事務局) いただきました貴重な御意見を踏まえて、関係機関と協力連携して放置自転車対策を進めていきたいと思っております。

以上 閉会